

一般債振替制度の概要

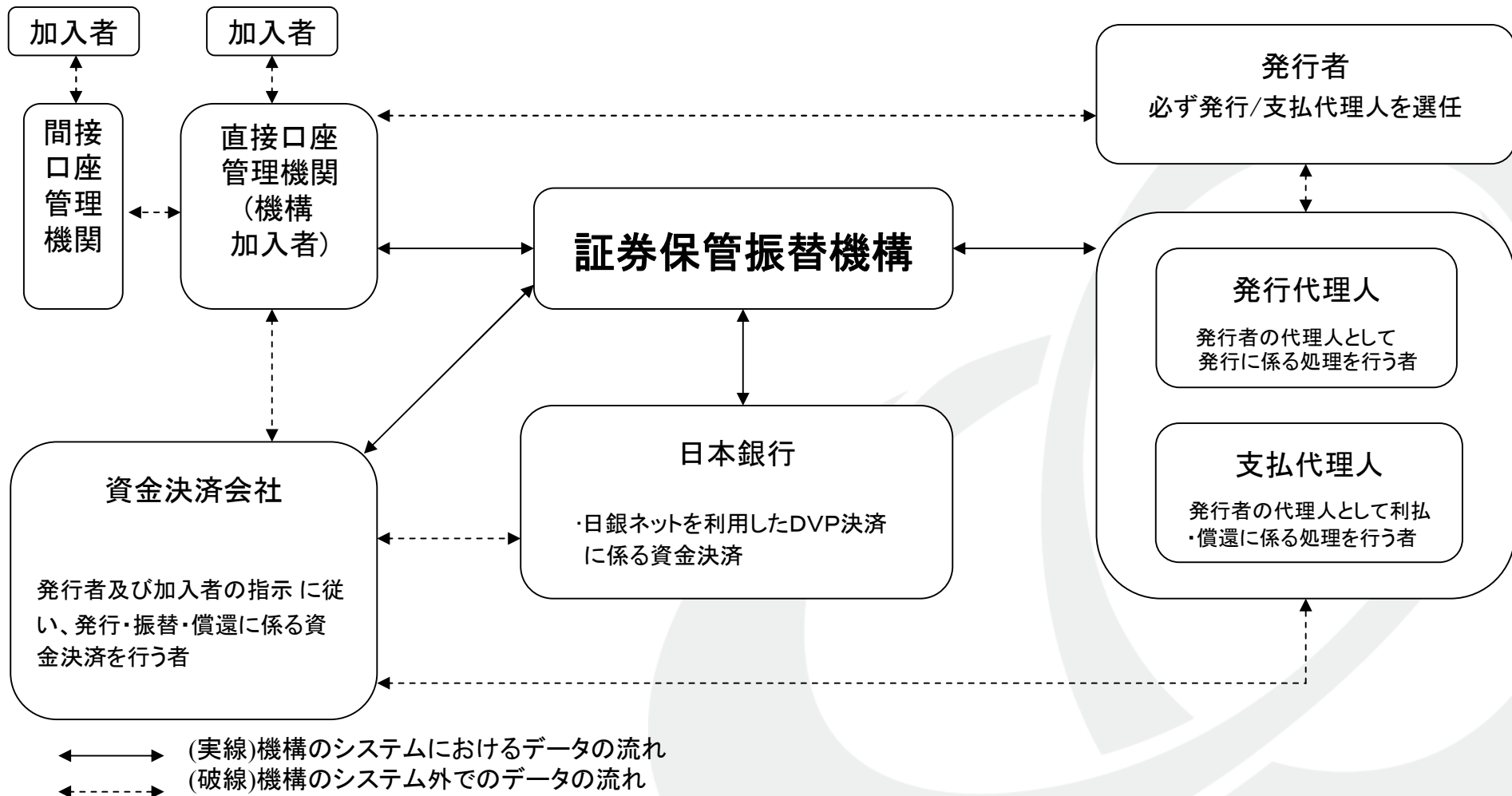
～情報伝達の流れを中心に～

2013年5月1日



株式会社 証券保管振替機構
Japan Securities Depository Center, Inc.

I. 一般債振替制度の構成



(参考)一般債振替制度の参加状況について

(社)

	2010年 12月末	2011年 12月末	2012年 12月末
発行者	2,514	2,543	2,597
発行・支払代理人	204	206	203
直接口座管理機関(機構加入者)	88	88	88
間接口座管理機関	432	435	435
資金決済会社	146	146	144

注1 数字は各年末の業務終了時点の社数。

注2 発行者数に私募債を発行する非上場会社等は含まれていない。

(参考)債券種類別発行状況

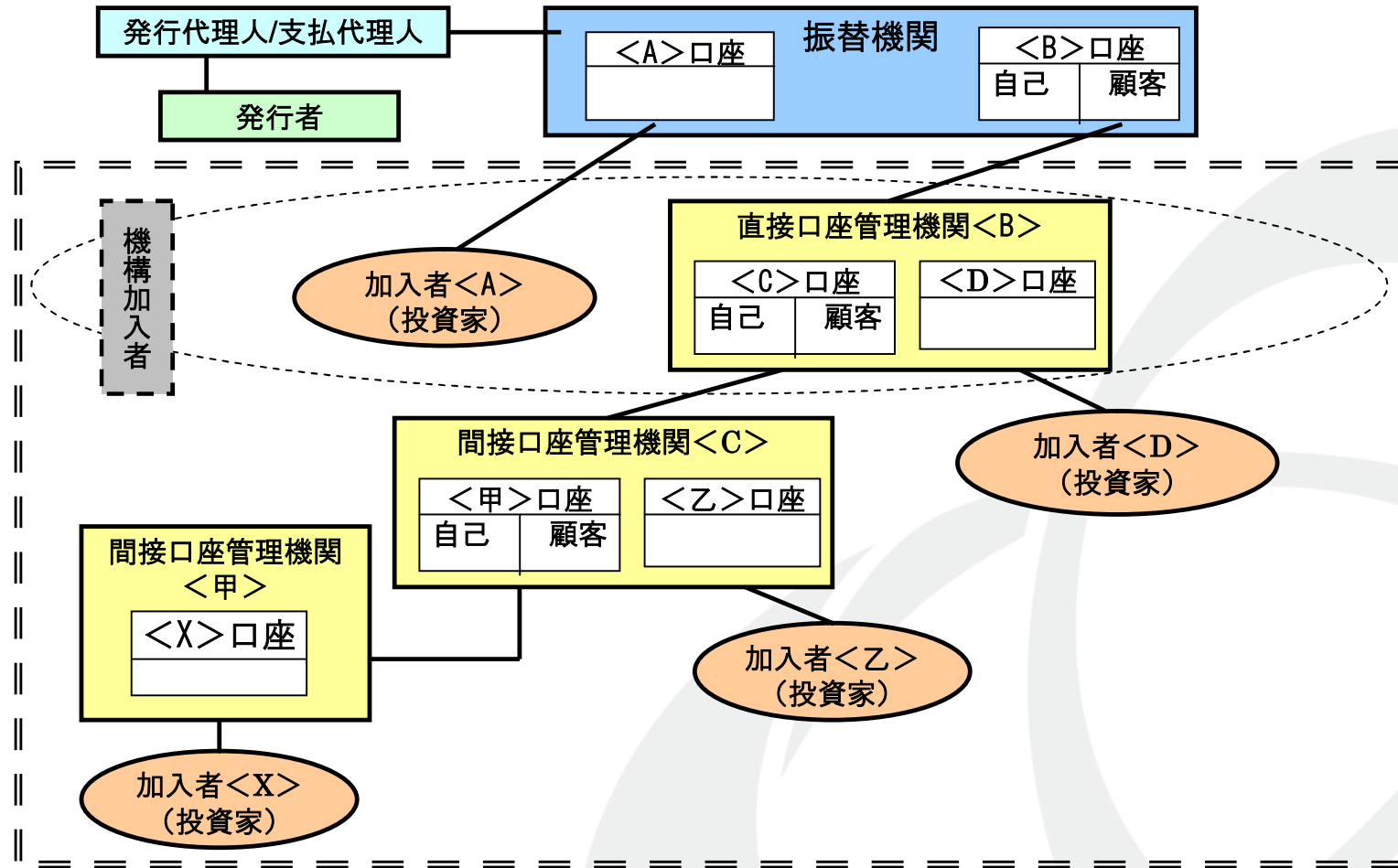
対象月 2013年03月 通貨 JPY

	発行残高(月末)	
	銘柄数	名目金額ベース
地方債(公募)	2,650	54,770,800
地方債(非公募)	3,687	17,727,329
政府保証債(公募)	603	35,083,854
財投機関債等(公募)	1,092	37,033,500
非公募特別債	150	7,072,597
地方公社債(公募)	78	841,600
地方公社債(非公募)	37	371,011
金融債(割引)	-	-
金融債(利付)	269	12,798,190
社債(公募)	2,717	60,751,436
社債(非公募)	46,017	11,659,942
資産担保型社債(公募)	36	778,400
資産担保型社債(非公募)	544	2,880,625
円建外債(公募)	318	8,943,659
円建外債(非公募)	38	1,560,800
資産担保型社債(非居住者分)(公募)	-	-
資産担保型社債(非居住者分)(非公募)	17	501,500
その他(公募)	-	-
その他(非公募)	13	8,775
合計	58,266	252,784,020

注1 各項目における金額は百万円単位(百万円未満切捨て)。

注2 外貨で発行された銘柄は集計対象外。

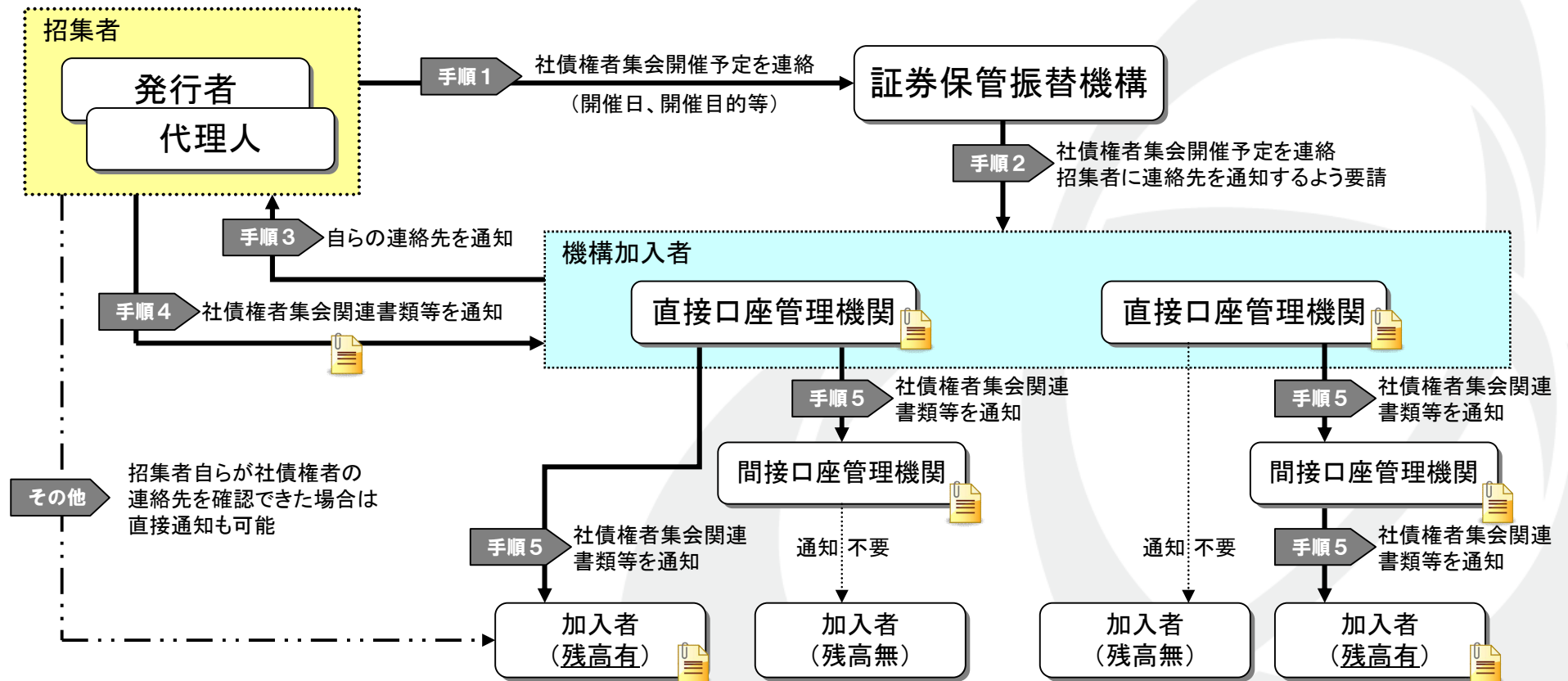
Ⅱ．一般債振替制度の階層構造



※一般債振替制度の業務規程上、通知(情報)伝達の効力が及ぶ範囲は、間接口座管理機関まで。

Ⅲ. ガイドラインに基づく社債権者への情報伝達フロー

- ◆ 「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」の前提
 - － 運用指針であり、法令及び機構の規程規則等に基づくものではない。
 - － 本ガイドラインにおける「社債権者集会」とは、会社法に規定する社債権者集会及びそれに類似する債権者集会等を総称したものであり、投資法人債権者集会や外債の債権者集会等を対象外とするものではない。
- ◆ ガイドラインに基づく社債権者集会招集時の情報伝達フロー（※）



※具体的事案における個別性を考慮し、ガイドラインの手順以外に、社債権者集会の招集者、口座管理機関等の関係者が行うべき対応について、必要に応じて機構から個別に通知をすることがある。

IV. 一般債振替制度における社債権者への通知事例

◆ 一般債振替制度開始(2006年1月)以降、これまでの通知事例は以下の2パターン。

- ①社債権者集会における対応に関するガイドラインに沿った通知 … 6件
 - ・期限前償還への同意取り付けに関する社債権者集会開催に係る通知
 - ・社債要項の一部変更に関する社債権者集会開催に係る通知

- ②社債デフォルト案件における社債権者への通知 … 23件
 - ・民事再生手続に係る情報提供
 - ・会社更生手続に係る情報提供
 - ・事業再生ADR手続に係る情報提供
 - ・社債権者説明会又は債権者説明会等に係る情報提供

保振社振20第435号
平成20年12月26日

一般債振替制度利用者 各位

株式会社証券保管振替機構
社債等振替業務部

「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」の公表について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、制度利用者の皆様からの御要望を受け、関係各位の意見等を集約し、今般、一般債振替制度における社債権者集会の円滑な開催のため、社債権者集会関連情報の通知等を行う際の標準的な事務手順として「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」を取りまとめましたので、御通知申し上げます。

なお、本ガイドラインにおける「社債権者集会」とは、会社法に規定する社債権者集会及びそれに類似する債権者集会等を総称したものであり、投資法人債権者集会や外債の債権者集会等を対象外とするものではありません。

また、本ガイドラインは、法令等に基づくものではなく、運用指針であることを申し添えます。

(添付資料)

別紙 「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社証券保管振替機構 社債等振替業務部 一般債担当

電話番号：03-3661-7193 FAX：03-3661-7120

e-mail：sb@jasdec.com

社債権者集会における対応に関するガイドライン (一般債振替制度)

一般債振替制度において、社債権者集会が円滑に開催できるよう、関係各位の意見等を集約し、下記のとおりガイドラインを取りまとめた。なお、本ガイドラインは、社債権者集会における基本的な対応について取りまとめたものであり、個別の社債権者集会事例における具体的な対応については、個別の運用に委ねるものとする。

記

1. ガイドライン公表の目的

一般債振替制度においては、特定の銘柄について、すべての社債権者を把握する者が存在しない。そのため、多数の社債権者が関係する公募債等において、社債権者に対し、社債権者集会関連情報の通知等を行う際の標準的な手順を用意することが、社債権者の公平な取扱い及び社債権者集会の円滑な開催のために有益と考えられる。

ただし、社債権者集会の内容や手続等については、具体的事案における個別性も考慮する必要があるため、本ガイドラインにおける標準的な手順の他に、社債権者集会の招集者又はその代理人（以下「招集者」と総称する。）、口座管理機関等の関係者が行うべき対応について、必要に応じて機構から個別に通知をすることがある。

なお、社債権者集会の招集者が、既にすべての社債権者を把握している場合等で、本ガイドラインによらずとも、円滑かつ迅速に社債権者集会の開催が可能な場合には、本ガイドラインと異なる手続により、社債権者集会を開催することが望ましい。また、社債権者集会の開催等の情報を、すべての口座管理機関等に通知することが、発行者や社債権者等の利益を著しく害する懸念がある場合には、本ガイドラインの手順を利用することはできない。

2. 社債権者集会における対応に関する事務手順

(1) 社債権者集会招集時の事務手順

社債権者集会の開催が決定した場合には、招集者は、以下の手順により、社債権者に対し、社債権者集会招集の通知等を行う。

- ① 招集者は、機構に対し、社債権者集会の開催予定（開催日、社債権者集会の目的である事項等）を連絡する。
- ② 機構は、招集者の依頼に基づき、社債権者集会の開催に関する情報を公表する。
- ③ 招集者は、社債権者に対し、以下の手順により、社債権者集会の開催通知、社債権者集会参考書類、議決権行使書面等の社債権者に送付すべき書類等に関する情報（以下「関係書類等」という。）を通知する。
 - ・ 機構は、機構加入者に対し、社債権者集会の開催が見込まれるため、招集者に自らの連絡先を通知するよう要請する。
かかる要請を踏まえ、機構加入者は、招集者に対して自らの連絡先を通知する。
 - ・ 招集者は、連絡先の通知を受けた機構加入者に対し、関係書類等を通知する。

- ・ 招集者から関係書類等の通知を受けた直接口座管理機関である機構加入者は、その加入者（間接口座管理機関を含む。）に対し、関係書類等を通知する。
- ・ 直近上位機関から関係書類等の通知を受けた間接口座管理機関は、その加入者（間接口座管理機関を含む。）に対し、関係書類等を通知する。
- ・ なお、直接口座管理機関である機構加入者及びその直近上位機関から関係書類等の通知を受けた間接口座管理機関は、加入者（間接口座管理機関を含まない。）に対しては、当該加入者が当該銘柄について残高を有する場合にのみ、関係書類等を通知すれば足るものとする。

なお、招集者は、社債権者集会日程等の検討にあたり、すべての口座管理機関が社債権者に関係書類等を交付するために必要な期間（招集者が直接口座管理機関に対して関係書類等を通知してから 1 週間程度）を考慮するものとする。

また、招集者は、自ら社債権者の連絡先を確認できた場合には、関係書類等の全部又は一部を、社債権者に対して直接通知することができる。

社債権者集会開催の正式決定前であっても、社債権者集会の開催が必要となる事象が発生した場合には、招集者は、社債権者集会招集時と同様の事務手順にて、社債権者に対する事前告知等を行うことができる。

ただし、当該手順を利用することができるのは、社債権者集会の開催が確実に見込まれる場合に限るものとし、それ以外の場合に、社債権者に対する情報伝達や社債権者の確認等の手段として利用することはできない。

(2) その他

口座管理機関は、社債等の振替に関する法律第86条第3項に基づく証明書（以下「社債権者集会用証明書」という。）の交付に関する手続を整備する必要がある。

社債権者集会における議決権確定のため、社債権者集会用証明書の真正性を確認できるよう、招集者（その他に社債権者集会用証明書を取り扱う者が存在する場合には、これを含む。以下同じ。）と口座管理機関は協力することが望ましい。

社債権者は、社債権者集会用証明書を口座管理機関に返還するまで、振替・抹消の申請ができない。そのため、社債権者集会用証明書の返還に遅延が生じれば、社債権者集会後の償還等の手続が円滑に進められないことが懸念される。そこで、招集者が社債権者から承諾を受けた場合には、口座管理機関に対し、社債権者集会用証明書を直接返還する運用方法も想定される。

以上